

国家公務員の給与の「臨時特例」に対応した組合員の 給与の取扱いに関する労働協約

国立大学法人熊本大学（以下「甲」という。）と熊本大学教職員組合（以下「乙」という。）は、労使関係に関する労働協約（平成16年8月4日締結）第11条に基づき、平成24年7月11日開催の団体交渉において、双方が合意した給与の取扱いに関する事項に関し、次のとおり締結する。

（適用範囲）

第1条 本協約は、乙の組合員に適用する。

（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間の給与減額に関する確認）

第2条 甲は、平成24年5月11日に「次の予算編成の際に国家公務員と同等の給与削減額を算定して運営費交付金を削減する」という政府の方針が示され、文部科学省からも要請があったことを受けて対応を検討した結果、平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、給与を減額改定して、支給する。

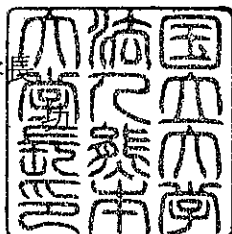
（団体交渉に関する確認）

第3条 甲は、政府の方針に基づく具体的な運営費交付金の削減内容が判明次第、速やかに乙に情報を提供し、前条により減額改定した給与の取扱いについて、団体交渉を行うものとする。

その団体交渉にあたっては、甲は、経営判断上可能な範囲において、給与水準を最大にするよう努力するとともに、平成24年7月11日開催の団体交渉において、乙から提示があった事項の検討状況を説明することとする。

平成24年7月31日

国立大学法人熊本大学
谷口



熊本大学教職員組合執行委員長
磯部博幸

